

新闻摘要



(2014年6月17日～9月20日)

6月17日(星期二)

居住在山形县的遗华日本人正在建造位于山形市内的共同墓地。此建设计划由日中友好协会山形县联盟协助实施，并呼吁大家为建设费用捐款。此联盟还在今年春天出版了遗华孤儿的证言集《故国曾经在远方——遗华孤儿证言》，并计划将销售此书之所得用于建设墓地。

6月20日(星期五)

九州律师会联盟向国家递交了一份劝告书，指出国家所实施的政策侵犯了中国归国者第二代人权，催促国家创立一套面向第二代的年金制度并增加其就业机会；采取措施充实实在医院等机构的翻译服务及日语教育等。

7月8日(星期二)

厚生劳动省宣布，17名遗华日本人代表及为之提供支援的律师将于7月9日(星期三)14:00，在省内大臣室与田村厚生劳动大臣进行大约20分钟的会面交谈。而去年是于6月17日实施的。

7月18日(星期五)

中国唯一的一个支援遗华日本人及其养父养母的民间组织“残留孤儿·养父母联络会”(黑龙江哈尔滨市)迎来了成立三十周年的日子，并于17日举行了纪念典礼，50名遗华孤儿及其养父养母列席了典礼。在有关人员年势越来越高的现下，此联络会立志在日本举办传承交流史的资料展。此联络会是哈尔滨红十字协会儿科医生胡小惠女士(70岁)在为生活困难户提供支援时，得知遗华孤儿养父养母之困苦和孤独后成立的。据黑龙江公安厅的调查显示，在二战后确认到的2800余名遗华孤儿中，有1800余人居住在黑龙江省。大部分遗华孤儿都已回国，近几年此联盟所掌握·支援的养父养母仅剩下数人。

ニュース記事から

(2014年6月17日～9月20日)

6月17日(火)

山形に暮らす中國残留邦人が、山形市内に共同墓苑の建設を進めている。日本友好協会山形県連合会が協力をして計画を進めており、建設のための寄付を呼びかけている。会は今春、残留孤児の証言集『祖国は遠かった—中国残留孤児の証言』を出版しており、その売り上げも建設費用に充てる予定。

6月20日(金)

九州弁護士会連合会は、国の施策が中国帰国者2世の人権を侵害しているとして、2世を対象にした年金制度や就業機会の創設、病院での通訳サービスや日本語教育などの施策を実施するよう、国に勧告書を出した。

7月8日(火)

厚生労働省は、中国残留邦人の代表等17名とその支援弁護士が、7月9日(水)14:00より約20分程度、田村厚生労働大臣と省内大臣室で面会することになったと発表した。昨年は6月17日に行われた。

7月18日(金)

中国で唯一の中国残留邦人や中国人養父母を支援する民間団体「残留孤児・養父母連絡会」(黒竜江省ハルビン市)が結成30年を迎え、17日に記念式典を開いた。孤児や養父母ら約50人が出席。関係者の高齢化が進む中、交流史を伝える資料展の日本開催を目指している。この会はハルビンの赤十字に勤めていた小児科医の胡曉惠さん(70)が生活困難者の支援をする中で、養父母の生活苦や孤独を知り立ち上げた。黒竜江省公安庁によると、戦後確認された残留孤児2800人余りのうち1800人が同省にいたとされる。孤児たちの多くは帰国

8月25日(星期一)

9月13日(星期六) 将召开由九州律师联盟与日本律师联盟共同举办的专题研讨会“遗华归国者的现在和所存在的问题～立志建立一个让人都有尊严的共生社会”(下午1点30分于アクロス福岡国际会议厅四楼举行)。此次研讨会计划通过基本方针报告、基本方针演讲及公开座谈讨论会等活动，以归国者第二代问题为中心，探讨现下在对其支援方面所存在的具体问题。

9月5日(星期五)

厚生劳动省宣布，遗留在库页岛的14名日本人集体暂时回国(14名再次暂时回国者，14名护理者)的日程为自9月6日(星期六)至9月16日(星期二)，共11天。此次日本人集体暂时回国事业，由特定非营利法人萨哈林协会接受厚生省委托实施，并将组织暂时归国人员走访亲戚及扫墓。厚生劳动省自平成7年起开始实施遗留在库页岛的日本人集体暂时回国事业，而在之前的平成6年，此项事业是由民间组织负责实施的。

9月12日(星期五)

厚生劳动省宣布，遗华日本人一行16人(首次暂时回国人员1人，再次暂时回国人员15人；看护人员15人)集体暂时回国的日期为自9月16日(星期二)至9月27日(星期六)的12天时间。此集体暂时回国事业由公益财团法人中国残留孤儿援护基金接受厚生劳动省委托实施，并将组织暂时归国人员走访亲戚及扫墓。厚生劳动省自平成6年起开始实施遗华日本人集体暂时回国事业，而在之前的平成5年，此项事业是由民间组织负责实施的。

①请注意

本栏目的新闻皆为一般报章的报道摘要。因此，并非为政府正式公布之内容，其中一部分还包含媒体的观察消息，敬请注意。

し、会が把握・支援してきた養父母も近年は数人が残るだけだ。

8月25日(月)

九州弁護士会連合会は、日本弁護士連合会との共催で、9月13日(土)にシンポジウム「中國残留帰国者の現在と問題点～尊厳ある共生社会を目指して」(午後1時30分、アクロス福岡4階国際会議場)を開催する。基調報告や基調講演、パネルディスカッショնなどを通じて帰国者2世の問題を中心的に、現在の支援の問題点などを議論する予定。

9月5日(金)

厚生労働省は、樺太等残留邦人の集団一時帰国14名(再一時帰国14名、介護人14名)の日程が9月6日(土)から9月16日(火)までの11日間になったと発表した。特定非営利活動法人日本サハリン協会に委託し、親族訪問や墓参などを行う。厚生労働省では、平成7年から樺太等残留邦人の集団一時帰国事業を実施しており、平成6年以前は民間団体等による集団一時帰国が行われていた。

9月12日(金)

厚生労働省は、中国残留邦人の集団一時帰国16名(初めての一時帰国1名、再一時帰国15名、介護人15名)の日程が9月16日(火)から9月27日(土)までの12日間になったと発表した。公益財團法人中国残留孤児援護基金に委託し、親族訪問や墓参などを行う。厚生労働省では、平成6年から中国残留邦人の集団一時帰国事業を実施しており、平成5年以前は民間団体等による集団一時帰国が行われていた。

①ご注意 本欄の内容は、すべて一般の新聞などで報道された内容を要約して掲載しているものです。したがって、政府が公式に発表したものではなく、一部には報道機関の観測記事なども含まれていますので、ご注意ください。